

農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)事業実施計画

計画主体名	計画期間
しんしろし 新城市	平成29年度～平成33年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
愛知県新城市産業振興部農業課	0536-23-7610	0536-23-7047	noushin@city.shinshiro.lg.jp

【記入要領】

計画主体名

- ・市町村名にはふりがなをふる
- ・共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載する。

計画期間

- ・計画期間は活性化計画の計画期間を記入すること。

連絡先

- ・共同計画の場合は行を追加し、全ての計画主体の連絡先を記入すること。

メールアドレス

- ・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	事業活用活性化計画目標の設定根拠
<p>農山漁村への定住促進 (別紙6の別紙より)</p>	<p>本市の主要産業である農業において、基幹となる施設園芸の更なる若返りと、産地を支える担い手農家の確保・育成と農業生産基盤の整備を行うこととしており、園芸施設団地整備を進め「夏秋トマト」及び「ほうれんそうの周年栽培」といった、平坦部とは違った地域の特徴をいかしたこの2品目を若者に魅力ある農業として発信し、市内外からの新規就農者を確保することで、定住人口の増加と雇用の場の創出及び産地の拡大を図ることを目標としている。</p>

II 評価指標

第1評価指標(必須)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
	<p>地域産物の販売額の増加 【分類2】評価指標4 (別紙6の別紙より)</p>	
<p>第1評価指標の設定根拠</p> <p>新規就農者等の確保・育成を図っていくためには、安定した経営の実現が可能な一定規模の経営を初期投資の軽減を図りながら支援することが必要である。そこで、リース方式の施設園芸ハウス団地を整備し負担軽減を図りつつ、生産者所得の安定・向上のため計画的に販売額を増加させることを目標として設定し、その目標値の算出根拠は以下のとおりである。 【計画区域内において生産された農林水産物(園芸作物:夏秋トマト、ほうれんそう)の販売額の増加額(千円)] = 【地域産の農林水産物(園芸作物:夏秋トマト、ほうれんそう)の販売額(千円)(目標値)] - 【地域産の農林水産物(園芸作物:夏秋トマト、ほうれんそう)の販売額(千円)(現状)]</p>		
第2評価指標(任意)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
<p>第2評価指標の設定根拠</p>		
第3評価指標(必須)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
	<p>新規就農による定住人口の増加</p>	
<p>第3評価指標の設定根拠</p> <p>定住促進を図るうえで安定した経営・所得確保の実現が求められるが、園芸農業にてこれを可能なものにするためには一定の経営規模を確保する必要がある。しかしながら、施設建設には膨大な投資を必要とすることから、経済的負担や不安感等が移住定住希望者にとって今一歩踏み出せない妨げの一部となっている。このため、リース方式の施設園芸ハウス団地を整備し栽培環境を事前に整えることにより、個人の初期投資の軽減を図ることで不安を取り除き、新規就農を目指している方にとって安心して移住定住をするうえで必要な施設整備をし、新規就農者による定住人口の増加を図る事を目標として設定し、その目標値の算出根拠は以下のとおりである。 【新規就農による定住人口の増加数(名)] = 【②地域産の農林水産物(園芸作物:夏秋トマト、ほうれんそう)の新規就農者数(名)(目標値)] - 【①既存地域産の農林水産物(園芸作物:夏秋トマト、ほうれんそう)の生産者数(名)(現状)] - 【ほうれんそうへの他品目からの1名の既存農家参入者】</p>		

【記入要領】

- 全般
事業活用活性化計画目標
評価指標
- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
 - ・事業活用活性化計画目標の項目は実施要領別紙6の別紙に掲げる項目から選択するものとする。
 - ・評価指標の記載に当たっては実施要領別紙6及び「事業活用活性化計画目標の評価指標の設定について」により記入すること。

IV 他の施策との連携に関する事項

(事業実施計画)

連携する施策名	事業メニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等
地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第1項に規定する地域再生計画に基づく施策	農業経営改善 安定機械施設	新城	本市地域再生計画は、農で潤う活力あるまちとすることを基本目標とし、“来て良かった”“やって良かった”農で潤う「まち・ひと・しごと」づくり計画を策定し、本市の農業の基幹となる施設園芸の若返りと、収益力のある水田農業の確立を目指し、産地を支える担い手農家の確保・育成と農業生産基盤の整備を行うことによって定住促進と雇用促進を図ることとしている。こうしたことから交付対象事業において、比較的安定した収益力のある施設園芸において、リース方式のハウス団地を整備し施設園芸における初期投資の軽減を図ることで、市内外の若年層等に対し新規就農や規模拡大を促し、定住人口の確保による人口減少の抑制、施設園芸による新たな雇用機会の確保による地域経済の活性化、及び産地拡大と新たな産地化による農業の活力向上を図ることとする。

- 【記入要領】
- ① 交付対象となる事業のうち、実施要領別紙5第11に掲げる施策と連携して実施する事業にあっては、連携施策名、連携施策の内容及び交付対象事業との関連性について記載すること。
 - ② 連携する施策名には、実施要領別紙5第11に掲げる施策を記載すること。
 - ③ 事業メニューには、実施要領別紙6の別表1の事業メニュー名を記載すること。
 - ④ 地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
 - ⑤ 必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。

